

1 調査に至った経緯

本委員会の設置は、令和元年第3回定例会（8月定例会）において町民文化センター**ESCO事業**が一般会計補正予算（第3号）として追加提案されたことが発端となった。

この事業は、昭和56年に開館した町民文化センターのボイラーが老朽化したので、電気機器へ更新して光熱水費と二酸化炭素の削減を図る1億5千万円余の施設改修工事である。7月11日に初めて、事業概要や今後の方針などが示されたが、総事業費に関する説明は行われなかった。その後、8月20日

（第3回定例会会期中）に総事業費や財源内訳が示され、3日後の8月23日に追加議案として当該事業に係る一般会計補正予算（第3号）が提案された。

これを受け、本町議会では、議員11名による補正予算（町民文化センターESCO事業）審査特別委員会を設置した。第3回定例会の会期中での審査では十分ではなく、閉会中の継続審査となり、審査の結果、9月11日の委員会で賛成する者が過半数に達しなかったため、特別委員会において当該補正予算は否決された。特別委員会から議長への報告は行われたが、臨時会を開催することができず本会議での議決には至らぬまま、9月30日の議員任期満了を迎えた。そのため、当該補正予算は審議未了で廃案となることから、9月30日に町長は当該補正予算の**専決処分**を行い、町民文化センターESCO事業が執行できる措置をとった。

10月3日に、町議会選挙後の初議会となる臨時会を開催し、専決処分承認の採決では、賛成少数で不承認となった。同時に、議員から「町民文化センターESCO事業の調査に関する**動議**」が提出され、賛成多数で可決し地方自治法第100条に基づく本委員会の設置が決定した。

ESCO事業…事業所などエネルギー使用者に対し、省エネ方策の提案や機器導入などの支援を行い、光熱水費など削減の一部を報酬として事業者が受け取るビジネス

専決処分…地方自治法第179条第1項に規定する「議会が議決すべき事件又は決定すべき事件について、特別の場合に、長が、議会において議決又は決定したものと同様の法的効果を持つ処分又は決定をおこなうこと。」また、第3項では「次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければなりません。」

なお、「特別の場合」の例としては、①議会が成立しないとき、②特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、③議会において議決すべき事件を議決しないとき。

動議…会議の議事の進行中の過程において、議会の意思決定を求めて議員から提起される議案以外のもの。

2 特別委員会の設置

(1) 設置動議(令和元年10月3日)

町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行うものとする。

記

1. 調査事項

- (1) 町民文化センターE S C O事業に関する事項
- (2) 承認第 4 号専決処分に関する事項

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び松田町議会委員会条例第 5 条の規定により委員 11 人で構成する町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3. 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を町民文化センターE S C O事業調査特別委員会に委任する。

4. 調査期限

町民文化センターE S C O事業調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、10 万円以内とする。

以上、議員から動議の提出があり、**賛成多数で可決**された。

地方自治法第 98 条第 1 項による検査権とは

議会が、普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長等へ報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

地方自治法第 100 条第 1 項による調査権とは

議会が、普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

地方自治法第98条と第100条の比較

事 項	事務検査権（98条）	100条調査権
検査（調査）の対象	当該地方公共団体の事務	左に同じ
主な検査（調査）方法	<u>執行機関に対し</u> 、報告を請求、出納の検査、監査委員による監査の請求	<u>第三者に対し</u> 証言及び記録の提出を請求
罰則による強制力	無	有
実地調査	否	可
実地検査	可	否

参考：100条調査ハンドブック（ぎょうせい）

(2) 委員会の定数

11人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	田代 実	(無所属)
副委員長	中野 博	(無所属)
委員	唐沢 一代	(無所属)
	古谷 星工人	(無所属)
	内田 晃	(無所属)
	平野 由里子	(無所属)
	井上 栄一	(無所属)
	南雲 まさ子	(公明党)
	齋藤 永	(無所属)
	寺嶋 正	(日本共産党)
	大舘 秀孝	(無所属)

3 検査(調査)の概要

(1) 検査(調査)事項

① 町民文化センターE S C O事業に関する事項

本事業は多額な事業であるが、第6次総合計画に位置付けていないにもかかわらず、令和元年第3回定例会において追加議案として一般会計補正予算（第3号）が提案された。議案提出時には、すでに最優秀提案者が決定しており、その選定方法はプロポーザル方式で、参加1者という状況であった。また、補正予算額の根拠は、設計書・積算書の類は無く最優秀提案者の見積額であったため、事業に至る公平性・公正性に疑問があった。したがって、本事業についての一連の流れを中心に検査（調査）をした。

② 承認第4号専決処分に関する事項

本事項は、議会に与えられた権限について地方自治法第179条第1項に基づいて町長が専決処分をしたものであるが、地方自治法に規定される専決処分をすることができる要件に該当するのか。また、不承認となった場合の「必要な措置」が妥当なのか。これらを中心に専決処分の理由について検査（調査）をした。

③ その他

本委員会の設置に至る主たる要因である「議会への報告・協議などの遅滞」は、町民との情報共有がなされないまま町長が独断的に進めてしまう要因となるおそれがあるため、その事実と遅滞した理由を中心に検査（調査）をした。また、議会への説明が開始された当初から事業の必要性に掲げられていた「1000軒余の停電につながる波及事故」について検査（調査）をした。

(2) 検査(調査)方法

本委員会は、まず、地方自治法第98条第1項に基づく事務検査権に重点を置いて執行機関に対する検査を進めることとし、権限や罰則がより厳格となる第100条第1項による調査権の行使は、執行機関以外の第三者に対象が広がることもあり、慎重に取り扱う方針とした。

町民文化センターE S C O事業及び承認第4号専決処分に関する書類を会議室に搬入し、それらを二班編成により各委員が検査した。また、町長及び副町長以下関係職員の委員会出席を要求し、必要に応じて説明を求め質疑を行った。

(3) 検査(調査)のため出席を求めた説明員

町長	本山博幸	
副町長	田代浩一	
参事兼総務課長	小田隆	
政策推進課長	鈴木英幸	
教育課長	遠藤洋一	ほか担当職員

(4) 委員会の開催状況

本委員会は、令和元年10月3日から令和2年3月11日まで、全9回開催された。開催状況は、次のとおりである。

回数	開催日	主な内容
第1回	令和元年10月3日	1 今後の日程について 2 検査（調査）の内容、方法について
第2回	令和元年10月16日	1 8月定例会（追加議案提出）から10月3日臨時会までの経緯について 2 事務検査権(98条)と100条調査権の取扱い

		<p>について</p> <p>3 町民文化センターESCO事業プロポーザル事業者選定について 関係資料(起案文書ほか)及びプロポーザル方式採用の理由・進め方・決定者等の説明、質疑応答</p> <p>4 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について 関係資料(応募申請・内示・交付申請・交付決定までの起案ほか)及びESCO事業導入の提案者・決定者・決定時期等の説明、質疑応答</p> <p>5 最優秀提案者の決定について 関係資料(提案審査委員会設置要綱制定・委員会開催・審査結果報告及び最優秀提案者選定までの起案ほか)、提案1者で審査した理由及び再募集しない理由・決定者等の説明、質疑応答</p> <p>6 承認第4号専決処分(令和元年度松田町一般会計補正予算(第3号))について 関係資料(補正予算書)、補正予算書作成までの流れ・根拠・予算金額の適正性、提案時期と事業費確定日との関係の説明、質疑応答</p> <p>7 承認第4号専決処分について 専決処分の理由・経緯、専決処分不承認に伴う措置、神奈川県市町村課の相談内容の説明、質疑応答</p> <p>8 工事請負仮契約について 関係資料(ESCO事業執行伺い、入札指名者推薦依頼書、入札業者指名選考委員会開催伺い、入札指名者推薦書、入札指名者審査結果書、見積徴集執行伺い)、1者随意契約の理由の説明、質疑応答</p> <p>9 設計委託契約について 関係資料(上記8と同じ)、設計施工監理一括契約の理由・適正な価格による執行の確保、一括契約における設計委託の妥当性の説明、質疑応答</p> <p>10 その他 約1,000軒の停電の根拠について質疑応答</p> <p>11 資料確認(2班体制による問題点の洗い出し)</p> <p>12 再調査 プロポーザル時から補正予算提案時まで事業費変更の経緯・内容・根拠、起案添付設計書の瑕疵、参加表明辞退2者の理由・参加依頼をしない理由、補助金申請書類と環境イノベーションからの通知との関連について説明、質疑応答</p> <p>13 次回日程と内容について</p>
第3回	令和元年10月21日	<p>1 第2回委員会の調査結果の確認と追跡調査の内容・方法</p> <p>2 次回日程について</p>

第4回	令和元年11月12日	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料提出要求書・説明員委員会出席要求の報告と提出資料の確認 2 調査項目別質疑・指摘事項、回答一覧表の確認 3 ESCO事業実施マニュアル（国土交通省）とESCO導入の手引き（財団法人省エネセンター）抜粋の確認 4 行政・補助金・議会の動きの整理表の確認 5 承認第4号専決処分について 神奈川県市町村課の相談内容の説明・質疑応答 6 追跡調査の報告（2班） 7 次回日程と内容について
第5回	令和元年11月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 説明員委員会出席要求の報告 2 調査項目別質疑・指摘事項、回答一覧表の確認 3 町長・副町長質疑応答 プロポーザル募集期間、辞退2者と競争原理、提案審査委員会の審査内容・評価採点方法、競争入札方式とプロポーザル方式の採用、「時間が無い」の意味、議会への説明時期、提案1者での審査の決定者など質疑応答 4 今後の日程と進め方について
第6回	令和元年12月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1 町長・副町長質疑応答 提案審査委員会附帯意見にある市場単価との比較実施者、適正な単価の決定者、補助金対象額の決定方法・予算案との関係、補助事業導入相談事業者と費用負担、専決処分の決断、議員への説明や議案提案が遅延した理由、専決処分の経緯・理由・妥当性、入札業者指名選考委員会審議内容・1者随意契約、工事請負契約の適正単価、提案審査委員会の専門職・合格点・採点内容、プロポーザルの公平性・適正価格・時間短縮、設計施工監理一括発注方式の理由・監理委託の別契約、概数設計と契約金額の変更など質疑応答 2 再調査 関係資料（町民文化センターESCO事業の執行伺い設計書）の設計者・設計の参考とした図書・確認者など質疑応答 3 設計内容調査委託と執行予算について 4 今後の日程と進め方について
第7回	令和2年1月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第7回委員会を松田町議会委員会条例第17条の規定により、秘密会に決定 2 委員会資料（意見集約表部外秘（非公開））による読上げ、修正、取扱い等 3 設計内容調査委託について 4 今後の日程と進め方について
第8回	令和2年3月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会報告書（原案）に関する委員からの

		意見について 2 委員会報告書（原案）の修正について
第9回	令和2年3月11日	1 委員会報告書（修正案）について 2 その他

(5) 書類の検査及び資料の提出

ア 執行機関に照会を求め検査した資料等

No.	提出・照会を求めた資料等	照会日
1	プロポーザル事業者選定に関わる文書	令和元年 10月10日
2	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の内示、交付申請、交付決定等に関わる文書	
3	最優秀提案者決定までに関わる文書	
4	令和元年度松田町一般会計補正予算（第3号）の積算資料	
5	承認第4号専決処分関係文書	
6	工事請負の仮契約までの文書（執行伺～仮契約）	

イ 執行機関に照会を求め提出を受けた資料等

No.	提出・照会を求めた資料等	照会日
1	4月26日松田町民文化センターESCO事業審査委員会（第2回）の審査の内容がわかる全ての書類及び議事録	令和元年 10月28日
2	5月7日最優秀提案における設計書（見積書）、配置図	
3	上記No.1及びNo.2の打合せ記録簿等記録の書類	
4	3月6日から実施した公募型プロポーザルの町ホームページ画面をプリントしたものなど公募内容がわかるもの	
5	令和元年度松田町民文化センターESCO事業の工事請負契約のプロポーザルから工事請負契約締結に至るすべての書類	令和元年 11月1日
6	専決処分について、神奈川県市町村課に確認した内容について口頭説明を文書化したもの	令和元年 11月12日
7	補助金応募時に予算化されていない場合の取扱い（Q&A）	
8	プロポーザル時の町サイトへのアクセス数	
9	1者によるプレゼンテーションの実施が決定した日	令和元年 11月21日

4 特別委員会における質疑応答・問題点と意見

(1) 町民文化センターESCO事業に関する事項

① プロポーザル事業者選定と最優秀提案者決定について

(ア) 一般競争入札で執行すべき事業であること

質疑応答

Q プロポーザル方式は、PFI手法による町営住宅や小学校などの建築に導入したことは理解できる。しかし、町民文化センターは大規模改修工事であるため、従来的一般競争入札方式で執行すべき事業であったのではないか。

A 国のESCO補助事業が令和2年度で終了してしまうこと、時間不足を補えること、町の事情で補助金を獲得できない場合は提案事業者と契約を解除できるということなどから、プロポーザル方式によって執行した。

問題点と意見

町民文化センターESCO事業は施設の大規模改修工事のため、プロポーザル方式でなく、設計委託料と工事請負費を予算化して執行することが一般的な手法である。この改修工事の予算は1億5千万円余で、町の財政規模からすると多額の事業費であるので、一般会計当初予算に計上すべきであった。また、このような改修工事は、プロポーザル方式により事業を執行すべきではなかったと判断する。

(イ) 提案事業者1者のみで進めたこと

質疑応答

Q 提案事業者が1者のみで進めたことに問題がある。募集要項には最優秀提案者、優秀提案者、それ以上何者かあった場合は順位付けする旨の規定がある。事前調査に参加した事業者やESCOマネジメント推進協議会に登録している31事業者に再度働きかけをして、多数の応募者に競わせて決めるべきではなかったのか。

A 提案事業者決定後に、補助金申請・事業者との設備や機器製作の調整・工事期間などの関係から、事業者を再募集する時間がなかった。また、ホームページで公募する際に事業の条件や仕様を公表しているので、事業者は条件や専門性が適合し事業性が合うか判断し応募してきた。その結果が1者であったが、再募集しないという決定を町長が行った。ESCO事業提案審査委員会（事業者からの提案を審査する会議）では、審査項目ごとに慎重にチェックして最優秀提案者として決定した。

問題点と意見

少なくとも2者以上の応募者に競わせることをせず、提案事業者1者を最優秀提案者に決定したことは、入り口論として大きな問題である。町は、当該事業を早期に着手するため、「事業者を再募集する時間がなかった」、「ホームページで公募した結果1者であった」と回答しているが、それでは説明責任を果たしていないものと判断する。

(ウ) 国土交通省のマニュアルに従わなかったこと

質疑応答

Q E S C O事業提案審査委員会は町管理職を中心に構成され、電気や空調に精通している設計士等の専門職が入っていないのはなぜか。また、国土交通省のマニュアルでは官庁のプロポーザル方式の事業は開始手続きの公示（目的・事業内容・提案価格等）が必要であるが、町はそれとは異なった手法で執行したこと、及び審査の採点は70%以上を合格としていることに対し町は50%以上としたことの根拠は。

A 県からの専門職派遣を検討したが、時間の関係で調整できなかった。予算が確保されていない事業について、プロポーザル方式で執行した自治体を参考にした。採点の可否は、E S C O事業提案審査委員会で協議した結果50%以上とした。

問題点と意見

E S C O事業提案審査委員会における事業者選定について、設計士等の専門職が加わらないで行なわれたことは、提案された設備面の内容や見積額が適正に審査されたかが不明である。また、国土交通省のマニュアルでなく例外的な手法により実施した自治体を参考としたことや、採点の合格基準についてE S C O事業提案審査委員会で決定したことにも疑問が残る。国土交通省関東整備局営繕部営繕課公共相談窓口との調整を密にして執行すべきであったと判断する。

② 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について

(ア) 補助金スケジュール

質疑応答

Q 補助金の応募申請は令和元年5月16日に行い、7月2日付けで内示の通知を受け7月12日に交付申請をしている。しかし、議会へは7月11日に初めて資料付きで、今後の方針や事業の概要、スケジュールなどが説明されたが、既に応募申請しているはずの補助金についての情報、事業費や財源などについて示されなかった。議会軽視ではないのか。

A 補助金申請後も、まだE S C O事業を実施するか悩んでいたため、議会への報告が遅れてしまった。8月に入って起債が借りられることとなり財源確保にめどが立ったことで事業執行の決断をした。

問題点と意見

最優秀提案者決定後の5月16日に補助金の応募申請、7月2日に補助金内示の通知を受けている状況でも、議会への説明はなかった。補助金等の財源を含めた議会への具体的な提示は、この事業のための補正予算を追加日程として議会に上程する8月23日の僅か3日前の8月20日であった。二元制民主主義に反する行為と判断せざるを得ない。

(イ) 事業費の妥当性

質疑応答

Q 令和元年第3回定例会（8月定例会）開催中の8月20日に総事業費1億5千万円余（補助金6500万円余）と財源内訳が初めて示され、23日の追加日程で補正予算として上程された。プロポーザル提案時の事業費2億6千万円余から、事業者との協議の結果1億1千万円余が減額となったが、その金額は妥当なのか。

A 当初提案の2億6千万円余は事業者からの提案であったので、事業内訳について協議を重ねて市場価格に基づいた製品単価の点検や人件費の見直し、冷却装置の設置数を削減するなど必要最小限の改修工事とした。工事額は御殿場市の事業実績を参考に、床面積で割り返した金額と比較して全体の工事額として妥当であると判断した。

問題点と意見

8月23日に補正予算として事業費1億5千万円余が提案され、その内、国庫補助金として、6562万9千円を確保したことは理解する。しかし、当初のプロポーザル提案時の2億6千万円余から1億1千万円余を減額したことについて、町には電気設備等の設計業務に精通した者がいない状況で予算計上された事業費には疑問が残る。設計事務所に委託して事業費を積算すべきであったと判断する。

(2) 承認第4号専決処分に関する事項

① 令和元年度松田町一般会計補正予算(第3号)と承認第4号専決処分について

(ア) 専決処分をすることの理由

質疑応答

Q 専決処分の理由は妥当か。

A 縣市町村課を訪問し経緯を説明、回答を得た。それを受けて、専決処分を行った。専決処分の理由については、国庫補助金、財源の確保が図られたこと、令和2年2月末までに事業完了が求められていること、それらを早急に整備し、町民の生命・財産を保護し、次世代にも安全で安心な設備・機能を提供するということで、市町村課と調整して専決処分をした。

問題点と意見

10月3日の臨時会において補正予算第3号の専決処分が否決されたのだから、町長は地方自治法の規定に基づき、補正予算を減額とする措置をとるべきであった。「必要な措置」として質疑応答集や過去の事例があるにもかかわらず、町長独自の判断で「必要な措置をとった」と主張しているが、その理由は妥当ではなかった。

町は専決処分について縣市町村課の確認を得ていると本会議、委員会で繰り返してきたが、今回の調査で、違法性は無いとしながら、専決処分の理由を良しとする回答を得ていないことがわかった。地方自治法の専決処分の4つの理由に該当せねばならないが、「10月3日に初議会開催を承知しているにもかかわらず、9月30日に専決処分をした理由」に対し、町長はその理由を「前議員の改選前の任期中に結論を出したかった」「特に緊急を要する議案であり専決すべきと判断した」と言っているが、年度をまたぐ、緊急性が高いなどの案件であればやむを得ないが、それには該当しない。

「緊急性として、災害時の避難場所対応、国庫補助金の工事等完成期日、機材等の納品期間」としているが、9月30日から10月3日の間にどうしてもやらなければならない理由は聞けなかったため、専決処分の適法性・妥当性が乏しいと判断する。

県は、専決処分は適法であるとしているが、町は県との相談内容を文書として残しておらず、**復命**を口頭のみで済ますことができる軽易な事項ではなく、重要な事項と認識しているにもかかわらず失念した。一番大切なことは、議会への報告である。縣市町村課長の回答にも「特段違法行為ではないが、町側の姿勢として町民サービスの低下を招かないようにするため、しっかりと議会に報告することが必要」とあった。議員は町民の代表なので、町民の意見を聞く時間が足りなかったことは遺憾である。

復命(書)・・・職員が上司の命令により会議への出席、事務の打合せなどの特定の用務で出張した場合に、その経過、内容及び結果について上司に報告するための文書をいう。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。(町職員服務規程(昭和44年訓令第1号))

② 工事請負契約と設計委託契約について

(ア) 工事請負契約と設計委託契約の契約金額の積算

質疑応答

Q 1億5千万円余の執行をプロポーザル方式で行うことにより、適正な設計ができるのか。

A 公募型プロポーザルは町が定めた方法のひとつ。設計から維持管理、ランニングコストを含めた費用対効果を十分に精査して事業を進めている。すべての事業を一括してこの企業体が提案したので一括契約とした。

問題点と意見

設計委託料を支払うのであれば、設計図書を作らせ、競争入札をすべきであった。工事請負契約の過程や、設計委託、監理委託等の予算額・契約金額も適正なものであるか不明であり、全体的に金額が不明瞭である。

この事業は、設計金額が業者提出の金額に留まっており、他の業者（町民文化センター建設時の設計業者など）に設計委託すべきだった。

事業者選定の見積額から入札時の設計額まで、事業の内容を見直し、必要最小限の工事金額であると言うが、設計士による積算ではなく、事業者からの見積額をベースとしており、その妥当性については、御殿場市の同様の事業から平米単価を割り出して求めたもので、物価版、他社見積等に基づいたものではなく、工事入札前に設計士に委託し、単価等の検証をするべきであった。

(イ) 電気設備の故障による事故の可能性について

質疑応答

Q 町側は改修事業を急ぐ理由の一つとして、電気系統が故障した場合、近隣の1,000軒が停電する波及事故の危険があると説明があったが、どのような調査で指摘されたのか。

A 自家用電気工作物定期点検試験報告書に、事故の可能性について記載があり、東京電力に電話で確認し、そのような事故の可能性があるとされた。

問題点と意見

これについては、波及事故防止装置（PAS）というものが設置されており、この装置について、同じ自家用電気工作物定期点検試験報告書で「結果一良」とされている。

東京電力への確認は電話だけで済ませており、正確な問い合わせ内容も回答も書類を残していないことは不備である。

この事業を急ぐ理由の一つとして波及事故の可能性が挙げられていたにもか

かわらず、その危険性の検証が曖昧であった。波及事故防止装置（PAS）について、担当者はその設備の内容を知らず、議会への説明は波及事故の可能性のみであり、改修事業の緊急性を想起させる意図があったことは適当でなかった。

(3) その他

(ア) 議会への報告が遅くなった理由

質疑応答

Q 国土交通省「官庁施設のE S C O事業実施マニュアル」に従えば、予算化手続きは「立案段階」に整理され、公募型プロポーザル募集要項の公開、同ウォークスルー調査の前に「予算化手続き」が必要になり、スタート時点で議会への説明はできたはずである。また、その後も補正予算上程直前まで、何度か機会がありながら議会への説明がなかったのはなぜか。

A 予算確保せずにプロポーザル方式で執行した他の自治体の例にならいうスタートした。また、その後も議会への説明の機を逸したことについては、プロポーザルで最優秀交渉権者が決まった後も、事業内容や事業費などの交渉を続けており、条件が折り合わなければ中断することもあり得る前提であった。また事業費をどう捻出するかについても悩んでおり、これらについて町長自身が最終決断をしておらず、きちんとまとまった形にしてから議会に話をすべきと判断した。

問題点と意見

本特別委員会の調査の過程で、町民文化センターE S C O事業の進捗状況を時系列で整理してみたところ、町は、プロポーザル公募準備から公募、最優秀交渉権者選定、補助金応募申請、内示決定と重要な段階を着実に進めてきたのだが、議会に対しては補助金内示決定後の7月11日にやっと資料付きの説明をした。しかし、そこでも事業費については記載がなかった点は恣意的である。事業費を含む総括的な内容説明は、8月23日の補正予算上程直前だった。議会軽視と言わざるを得ない。

(イ) 町民文化センターE S C O事業繰越明許費補正

問題点と意見

令和2年第1回定例会（3月定例会）3日目の3月5日、議案第8号 令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）において、アスベストが検出されたことを理由とし、工期を延長して5月に完了するための町民文化センターE S C O事業繰越明許費補正が上程された。

前ページ「② 工事請負仮契約と設計委託契約について」の（ア）の問題点と意見でも指摘したとおり、当初予算に設計委託料を計上して町民文化センター建設時の設計業者などに業務を委ねていれば、工期を翌年度に延長することは回避

できたのではないかと判断する。

5 まとめ

地方自治法第100条第1項により町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行う特別委員会を設置した理由は、町長の議会制民主主義に対する判断と自治体の行政を執行する上での基本となる契約等の執行が適正になされなかったことである。

1点目は、町長の考え方と議会の考え方及び議決された結果が相容れない場合、町長の判断を優先すべきだとしたことである。

町長は重大な事業である「町民文化センター改修事業」について、執行者として起債を伴う大事業は、当然当初予算に計上し、他の事業と併せて町の財政運営に対する議会の判断を仰ぐべきであった。また、年度中途での補正予算で事業執行を図ろうとするのなら、議会に対し丁寧な説明、情報提供そして早めの対応をすべきであったが、そうした説明や情報提供及び議会での審議時間もほとんど取られず、まして町議会議員の改選直前の議会に上程したことは、議会軽視と言わざるを得ない。

さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間に専決処分を行い、その専決処分を議会が不承認としたにもかかわらず、工事請負契約を締結したことは、まさに二重に議会の意思を尊重しない結果となった。

2点目は、大規模事業の工事契約を行う手順について、町が民間事業者と契約し工事等を請け負わせる際、競争入札という基本を遵守しなかったことである。

町民文化センター改修事業という事業の性格から、また1億5千万円余の事業費から見ても、プロポーザル方式で1者随意契約、契約金額の基礎となる設計委託、設計監理なども全て1者とする契約では、競争の原理が働かず、また、想定外の工事等が発生する等の事態もあり、契約金額の適正性が保たれない。

今回、町長がこのような不適切な専決処分及び契約行為を行ったことに対し、再びこのようなことを起こさないためには、今後、議会として契約行為の内容を常に確認し、不適切な項目を指摘していくという議会の姿勢を強く表していかなければならない。

以上から、本特別委員会を全9回開催して得られた結論は、

- 「① 議会を尊重しない町長の判断は、結果、町民にとっての利益とはならない
- ② 町民文化センターの改修は長年の課題であり、議会は改修事業の必要性和町の財源確保の努力は理解している。しかし不適切な予算措置・契約行為による執行は、契約金額等の適正性が保たれず、これは町民にとって不利益となる可能性を含んでいる」

である。

最後に、今回の特別委員会の調査は100条を適用するまでには至らなかった

が、この報告書で完了とする。なお、ここに提起した問題点について町長には猛省を促したい。今後松田町において、町と議会が適正な行政運営及び議会制民主主義を行っていくことで、さらなる町民の福祉向上が図れることを、松田町議会として強く意識し務めていかなければならない。